

日本維新の会 候補者選定規則

(目的)

第1条 本規則は、党規約第12条第6項の規定に基づき、候補者選定手続き等に関し必要な事項について定める。

(選定手続き)

第2条 党規約第12条第1項の手続きは、幹事長が必要とされる資料を調べ常任役員会へ提案し、常任役員会の承認に基づき、代表が決定する。

2 党規約第12条第4項に規定する決定後の取消し等の変更については、幹事長が変更すべき理由を示し常任役員会へ提案し、常任役員会の承認に基づき、代表が決定する。

(都道府県総支部への委任等)

第3条 党規約第12条第3項の規定に基づき都道府県総支部（以下、「総支部」という。）へ委任することができる選挙は、政令指定都市を除く市区町村の首長及び議会議員の選挙並びに統一地方選挙に係る都道府県及び政令指定都市の議会議員選挙とする。

2 総支部は、前項で委任された選挙を除き、都道府県及び市区町村の首長及び議会議員の選挙に係る公認、推薦等に関して党本部に上申することができる。

3 総支部は、第1項で委任された権限により公認、推薦等の決定を行った場合は、選挙期日前45日までに党本部に所定の様式により報告するよう努めるものとし、前項の上申については、選挙期日前45日までに所定の様式により党本部に行うものとする。なお、後段の上申については、選挙期日前45日以内であっても、総支部が特に必要と認める場合は上申できるものとし、本部事務局と調整の上、直ちに所定の書類を調べ提出するものとする。

4 党規約第12条第4項の規定により変更決定を行った場合は、直ちに総支部に報告する。また、総支部が行った公認、推薦等の決定については、代表の承認を得て、総支部も自ら変更決定を行うことができるものとする。なお、第2項の上申による公認、推薦等の決定について、総支部において取消し等の変更が必要であると認める場合は、党本部に変更の上申を行うものとする。

5 第1項の規定により公認、推薦等の決定権限を委任されている選挙であっても、手続きが不相当である等総支部において特別な事情があると認めるときは、党本部において公認、推薦等の決定を行うものとする。

6 総支部が存在しない又は権限が委任されていない総支部に係る都道府県における候補者選定は、本部において第2条の規定に基づき決定する。

(国政選挙)

第4条 衆議院議員及び参議院議員の選挙における候補者は、組織規則第10条で選定された選挙区支部長から選定することを基本とする。

2 党規約第12条第2項に規定する比例代表名簿の登載順及び当選人となるべき順位は、党勢や党務への貢献などを勘案した幹事長提案に基づき、常任役員会の承認を経て代表が決定する。

(都道府県及び政令指定都市の首長選挙)

第5条 都道府県及び政令指定都市の首長選挙における候補者は、原則、現職（当該選挙の公職にある者を指す。以下同じ。）が在職する選挙にあつては現職を優先して選定するものとし、現職を変更することが適当又は現職がないこと等により新人候補者を選定する場合は、公募による。

- 2 総支部において前項に係る公認の上申を行うときは、公認を受けようとする特別党員である現職からは公認申請書及び政策概要書を、特別党員ではない現職又は新人（当該選挙の立候補予定者で当該公職にない者（元職を含む。）を指し、特別党員であるかどうかを問わない。以下同じ。）からは応募書類及び政策概要書を受け、本部と共有するとともに、総支部が当該総支部規約等で定める候補者選定機関（以下「選定機関」という。）において選考を行った後、総支部内選考過程の報告書と本部指定の様式により公認の上申を行うこととし、党本部においては第2条第1項の規定に基づく手続きにより代表が決定する。
- 3 総支部において第1項に係る推薦の上申を行うときは、推薦を受けようとする特別党員である現職からは推薦申請書、政策概要書及び政策協定書を、特別党員ではない現職又は新人からは応募書類、政策概要書及び政策協定書を受け、本部と共有するとともに、総支部の選定機関において選考を行った後、総支部内選考過程の報告書と本部指定の様式により公認の上申を行うこととし、党本部においては第2条第1項の規定に基づく手続きにより代表が決定する。

(都道府県及び政令指定都市の議会議員選挙)

第6条 都道府県及び政令指定都市の議会議員選挙における候補者は、原則、現職が在職する選挙区にあつては現職を優先して選定するものとし、現職を変更することが適当又は現職がないこと等により新人候補者を選定する場合は、公募による。

- 2 総支部において前項に係る公認の上申を行うときは、公認を受けようとする特別党員である現職からは公認申請書を、特別党員ではない現職又は新人からは応募書類（所定の書類以外に別に提出を求める書類を含む。以下この条において同じ。）を受け、本部と共有するとともに、総支部の選定機関において選考を行った後、総支部内選考過程の報告書と本部指定の様式により公認の上申を行うこととし、党本部においては第2条第1項の規定に基づく手続きにより代表が決定する。
- 3 総支部において第1項に係る推薦の上申を行うときは、推薦を受けようとする特別党員である現職からは推薦申請書を、特別党員ではない現職又は新人からは応募書類を受け、本部と共有するとともに、総支部の選定機関において選考を行った後、総支部内選考過程の報告書と本部指定の様式により公認の上申を行うこととし、党本部においては第2条第1項の規定に基づく手続きにより代表が決定する。
- 4 統一地方選挙における公認、推薦等の決定の委任を受けた総支部については、第2項及び前項の規定に準じ、所定の対象者から所定の書類を提出させ、総支部内の選定機関において公認、推薦等の決定を行うこととし、決定後は総支部内選考過程の報告書と本部指定の様式により本部に報告するものとする。

(政令指定都市を除く市区町村の首長及び議会議員の選挙)

第7条 政令指定都市を除く市区町村の首長及び議会議員の選挙における候補者は、原則、現職が在

職する選挙又は選挙区にあつては現職を優先して選定するものとし、現職を変更することが適當、現職がない又は更なる党勢拡大を図る必要があること等により新人候補者を選定する場合は、公募による。

- 2 公認、推薦等の決定の委任を受けた総支部における前項の公認、推薦等の手続きについては、前条第4項の規定を適用する。
- 3 公認、推薦等の決定の委任を受けていない総支部における第1項の公認、推薦等の上申については、第5条第2項及び第3項並びに前条第2項及び第3項の規定を適用する。

(公募の例外)

第8条 第5条から前条の候補者選定においては公募を原則とするが、本部にあつては、公募を行う期間がないと幹事長及び代表が判断する場合、公募を省略し第2条の手続きによることができるものとし、総支部にあつては、本部手続きに準じて総支部が定める手続きにより、公募によらないものとするができる。

(公認、推薦等を受けようとする者の手続き)

第9条 公認、推薦等を受けようとする者は、公募にあつては公募の手続きに従い申請するものとし、公募の手続きによらない場合は、当該選挙が行われる地域の総支部に対し、本部が指定する様式に従って公認、推薦等の申請を行うものとする。ただし、衆議院議員及び参議院議員の選挙については、選挙区支部長の公募が行われているときは公募の手続きに従い、公募が行われていない時期においては、本部に対し、本部が指定する様式に従って申請しなければならない。

(公認又は推薦に関する事項)

第10条 公認証又は推薦状の発行は、代表名をもって本部において行う。

- 2 公認証又は推薦状の発行にあつては、各々の候補者としての責任を全うし、政治活動に邁進する旨の誓約書を提出させるものとする。
- 3 各級選挙に係る選挙管理委員会へ届け出る所属党派証明書は、代表が発行する。
- 4 公認された候補者になろうとする者は、公認された選挙に限り、党役員の肩書、公認証送付時に併せて送付する写真やロゴマークを使用することができる。
- 5 推薦された候補者になろうとする者は、推薦された選挙に限り、党役員の肩書、推薦状送付時に併せて送付するロゴマークを使用することができる。

(他党との選挙協力に関する事項)

第11条 他党との選挙協力については、党の主体性を維持しつつ、政治状況を勘案し、幹事長及び代表が決定する。

附則【平成29年4月22日制定】

本規則は、決定と同時に発効する。

附則【令和4年3月27日改正】

この規則は、令和4年3月27日開催の党大会において改正予定の党規約の施行と同時に施行する。